

様式4－(1)

(指定医療機関の指定)

大大保第 号
年 月 日

様

大阪市長 印

児童福祉法第19条の9第1項の規定による
指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について

標記に関し、 年 月 日付けの指定の申請について、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の9第1項の規定により、 年 月 日をもって指定する。

なお、この指定に当たっては、次の条件を付して下表のとおり承認されたものであることを了知されたい。

- 1 名称、所在地等法第19条の14及び法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第7条の34に規定される内容に変更があった場合には、10日以内に届け出ること。
- 2 医療機関の業務を休止、廃止若しくは再開した場合又は医療法（昭和23年法律第205号）、健康保険法（大正11年法律第70号）若しくは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に規定する処分（裏面に掲げる規定によるものに限る。）を受けた場合は、速やかに届け出ること。
- 2 法第19条の10第1項の規定に基づき、 年 月 日までに指定の更新を受けること。
- 3 指定医療機関療養担当規程（平成26年厚生労働省告示第466号）により小児慢性特定疾病医療支援の適正な実施に努めること。

名 称	所 在 地

(裏面)

※ 医療機関が、以下に掲げる規定に基づき処分を受けた場合は、指定医療機関の指定を受けた知事又は市長に対して届け出る必要があります。

○医療法第 24 条、第 28 条、第 29 条

○健康保険法第 95 条

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 72 条第 4 項、第 75 条第 1 項

様式4- (2)

(指定医療機関の指定をしないこととした場合)

大大保第 号
年 月 日

様

大阪市長 印

児童福祉法第19条の9第1項の規定による
指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について

標記に関し、 年 月 日付けの指定の申請については、申請内容を審査した結果、指定しないこととしたので了知されたい。

名 称	理 由

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に大阪市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。